

令和 8 年 涌谷町議会定例会 6 月会議（第 1 日）

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程（第 1 号）

1. 再 開

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 諸般の報告

1. 議員派遣の事後報告

1. 行政報告

1. 一般質問

1. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 同意第 2 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 3 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 4 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 5 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 6 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 7 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 8 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 9 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 10 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 11 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 12 号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 13 号 農業委員会委員の選任について

1. 報告第 1 号 専決処分の報告について（涌谷町町税条例の一部を改正する条例）

1. 報告第 2 号 専決処分の報告について（涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

1. 報告第 3 号 専決処分の報告について（令和 7 年度涌谷町一般会計補正予算（第 11 号））

1. 報告第 4 号 専決処分の報告について（令和 7 年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 7 号））

1. 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 7 年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号））

1. 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 7 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））
1. 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 7 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号））
1. 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 7 年度涌谷町一般会計予算）
1. 報告第 9 号 繰越計算書について（令和 7 年度涌谷町水道事業会計予算）
1. 報告第 10 号 繰越計算書について（令和 7 年度涌谷町下水道事業会計予算）
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1 番	一 條 裕太郎 君	2 番	二 上 光 子 君
3 番	黒 澤 朗 君	4 番	佐々木 敏 雄 君
5 番	佐々木 みさ子 君	6 番	稲 葉 定 君
7 番	只 野 順 君	8 番	後 藤 洋 一 君
9 番	伊 藤 雅 一 君	10 番	杉 浦 謙 一 君
11 番	門 田 善 則 君	12 番	竹 中 弘 光 君
13 番	大 泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 稔 雄 君	副 町 長	大 崎 俊 一 君
総 務 課 長 参 事 兼 課 長	内 藤 亮 君	デジタル行政推進室長	森 太 秀 君
企 画 財 政 課 長 参 事 兼 課 長	熱 海 潤 君	税 務 課 長	木 村 治 君
町 民 生 活 課 長	荒 木 達 也 君	町民医療福祉センター 副 セ ン タ ー 長	木 村 智香子 君
福 祉 課 長	渡 邊 千 春 君	子 育 て 支 援 課 長	門 田 千 春 君
健 康 課 長	徳 山 裕 行 君	総 務 管 理 課 長	戸 澤 貴 志 君
産 業 振 興 課 長	三 浦 靖 幸 君	建 設 課 長	岩 渕 明 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 雅 裕 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	金 山 みどり 君
農 業 委 員 会 会 長	日 野 善 勝 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 陰 日出雄 君
教 育 委 員 会 教 育 長	牛 渡 正 哉 君	教 育 総 務 課 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 まどか 君
生 涯 学 習 課 長	福 山 宗 志 君	代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君

事務局職員出席者

参 事 兼 事 務 局 長	佐 藤 明 美	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------------	---------	---------	---------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

定例会6月会議出席、大変ご苦労さまでございます。

今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会前に、副町長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（大崎俊一君） 皆さん、おはようございます。

本年度最初となります本会議におきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

開会前、貴重なお時間、議長のお許しを得ましたので、4月1日に人事異動がありましたので、参与席のほうにも変更がありますので、変更になりました参与席、課長等につきましてご紹介させていただきたいと思えます。

（参与席紹介 記載省略）

このメンバーで、また1年間、やらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） よろしくお願いいたします。

----- ◇ -----

◎再開の宣告

○議長（大泉 治君） 本日6月10日は休会の日ですが、議事の都合により、令和8年涌谷町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

----- ◇ -----

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

----- ◇ -----

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

----- ◇ -----

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において、1番一條裕太郎君、2番二上光子君を指名いたします。

----- ◇ -----

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

6月会議の日程につきましては、本日10日から11日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は、本日10日から11日までの2日間と決しました。

----- ◇ -----

◎諸般の報告

○議長（大泉 治君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

----- ◇ -----

◎議員派遣の事後報告

○議長（大泉 治君） 議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

----- ◇ -----

◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） 皆さん、おはようございます。

どうぞ、6月定例議会におきましても、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告7件につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告をさせていただきます。

初めに、令和7年度涌谷町一般会計及び特別会計並びに企業会計出納閉鎖の報告についてでございます。

令和7年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の出納閉鎖が5月31日をもって行われたところでございますが、収支の結果が出ましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、収入済額90億1,290万円に対しまして、支出済額88億2,466万4,000円となり、差引き1億8,823万6,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

町税の収入状況につきましては、17億3,451万9,000円が見込まれ、町税全体におきましては前年度より増額しております。また、現年度分、過年度分を合わせた町税の収納率につきましては95.23%となり、前年度を0.8%上回る見込みとなりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、収入済額は19億4,212万8,000円に対しまして、支出済額19億668万5,000円となり、差引き3,544万3,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

後期高齢者医療保険事業勘定特別会計につきましては、収入済額2億6,629万2,000円に対しまして、支出済額2億6,015万3,000円で、差引き613万9,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

介護保険事業勘定特別会計におきましては、収入済額19億8,108万1,000円に対し、支出済額19億6,335万3,000円で、差引き1,772万8,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

次に、水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して1万5,966立方メートル減少し、119万9,032立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益3億9,148万1,000円、総費用3億6,241万5,000円で、2,906万6,000円の純利益となっております。

次に、下水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して1万1,408立方メートル増加し、58万7,984立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益4億8,289万円、総費用4億7,333万6,000円で、955万4,000円の純利益となっております。

次に、国民健康保険病院事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

まず、入院の患者数につきましては、年間延べ3万979人、1日平均84.9人となり、前年度と比較して延べ人数で1,372人、1日平均で3.7人の減となっております。外来につきましては、年間延べ4万1,546人、1日平均171人となり、前年度と比較して延べ人数で1,499人、1日平均で6.1人の減となっております。収益的収支につきましては、総収益20億2,853万4,000円、総費用20億2,129万2,000円で、724万2,000円の純利益となっております。

次に、老人保健施設事業会計につきまして申し上げます。

入所利用者は、年間延べ2万4,874人、1日平均68.1人となり、前年度と比較して延べ人数で1,045人の減、1日平均では2.9人の減となり、通所利用者につきましては年間延べ7,801人、1日平均で25.2人となり、前年度と比較して延べ人数で322人の減となり、1日平均では0.9人の減となっております。収益的収支につきましては、総収益6億3,084万4,000円、総費用6億2,889万8,000円で、194万6,000円の純利益となっております。

次に、訪問看護ステーション事業会計につきまして申し上げます。

訪問件数は延べ8,345人となり、前年度と比較して延べ人数で1,421人の増となっております。収益的収支につきましては、総収益6,884万8,000円、総費用6,960万9,000円で、76万1,000円の純損失となっております。

続きまして、工事請負契約の締結について、6件ご報告を申し上げます。

6件とも、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない、予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

1件目の契約は、令和7年度玉崎山地内配水管布設替工事で、条件付一般競争入札を行い、登米市迫町佐沼字萩洗1丁目2番地8、株式会社日新クリエーションと3,135万円で、令和8年5月11日に締結したものでございます。

2件目の契約は、令和7年度掃部沖名橋橋梁補修工事で、条件付一般競争入札を行い、仙台市青葉区愛子東2丁目3番26号、T&日本メンテ開発株式会社仙台営業所と2,750万円で、令和8年4月24日に締結したものでございます。

3件目の契約は、令和7年度泥目木線道路改良工事で、条件付一般競争入札を行い、東松島市みそら2丁目3番地1、株式会社和建設と3,363万8,000円で、令和8年5月8日に締結したものでございます。

4件目の契約は、令和7年度涌谷橋耐震補強工事で、条件付一般競争入札を行い、仙台市青葉区愛子東2丁目3番26号、T&日本メンテ開発株式会社仙台営業所と3,773万円で、令和8年5月19日に締結したものでございます。

5件目の契約は、令和8年度八雲住宅4号棟外壁改修工事で、条件付一般競争入札を行い、涌谷町字田町裏131番地、株式会社菊森建設工業と4,400万円で、令和8年6月8日に締結したものでございます。

6件目の契約は、令和8年度健康文化複合温泉施設屋上防水改修工事で、条件付一般競争入札を行い、涌谷町字田町裏131番地、株式会社菊森建設工業と3,740万円で、令和8年6月8日に締結したものでございます。

以上、行政報告を申し上げます。

○議長（大泉 治君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

以上で行政報告は終了いたしました。

◇

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

4番佐々木敏雄君、一般質問席へ登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○４番（佐々木敏雄君） おはようございます。４番佐々木敏雄でございます。

通告しておりました一般質問を行いたいと思います。

昨年の７月２日に、ハンファジャパン株式会社から太陽光モジュール240枚と、ダイヤゼブラ電気株式会社からパワーコンディショナー10台を寄贈いただき、それを基に再生エネルギーふるさと納税でんきプロジェクト事業として、涌谷町、株式会社日本エコテック、株式会社イーネットワークシステムズによる三者業務提携協定を行ったと聞き、説明を受けました。

このプロジェクト事業の試みは時勢に合ったものと思っていますが、事業導入に至るに疑問点があり、昨年９月会議に続き再度質問いたしたいと思います。議会には監視機能もあり、９月には決算議会もあります。昨年の９月会議では、町長も非常に複雑な内容であるという感想を話されていましたが、より分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

それでは、質問項目１、再生エネルギーふるさと納税でんきプロジェクト三者の業務提携協定内容と発電機器の管理について伺います。

まず、要旨１といたしまして、費用負担についてお伺いします。

寄附を受けた太陽光発電システム機器は、町の所有財産となっています。一方で、町は当該機器について、日本エコテックから土地賃借料を徴収していると説明を受けました。町所有の機器であるにもかかわらず、借地料を徴収するという、法的な契約上の根拠がありましたらお伺いしたいと思います。

２点目、太陽光発電設備の設置費用及び維持管理費用は、町が負担しないと説明を受けております。これらの費用は、日本エコテックが負担すると理解してよろしいのでしょうか。

３点目、この事業は今年の３月中旬頃から受付を開始したと聞きましたが、これまでの申込みと返礼品相当額は確定しているのかお伺いします。また、イーネットワークシステムズは運営業務を担うとありますが、運営費用は別途発生するとの説明でしたが、その費用額は幾らになっているのかお伺いします。

次に、要旨２といたしまして、売電収入等の帰属について伺います。

寄附を受けた太陽光発電設備から生じる電力、いわゆる果実は、町が取得する権利があると考えます。説明資料によると、発電した電力及び売電収入は町に帰属しないとのことですが、その理由をお伺いします。

次に、要旨３といたしまして、寄贈された太陽光発電設備の資産台帳整備について伺います。

寄贈を受けた太陽光発電設備は、高額な固定資産に該当すると考えます。令和７年度決算整理時期であります。が、公有財産及び固定資産台帳への登載の内容についてお伺いします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

４番佐々木敏雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

再生エネルギーふるさと納税でんきプロジェクト三者業務提携協定内容と発電機器の管理についてのご質問でございます。

改めまして、今回の太陽光発電によるふるさと納税につきましては、ふるさと納税における返礼品を充実させ

る一環として模索してきたものでございます。

それでは、初めのご質問で、1点目の費用負担についての1でございますが、寄附を受けた太陽光システムの機器は町有地に設置したが、借地料を徴収する理由はとのご質問でございますが、土地のみならず、寄附をいただきました太陽光発電設備に関しましても町所有となることから、賃借料を徴収いたすところでございますが、本事業に関する契約時において、設備の設置や保守管理、修繕を事業者が負担することを考慮いたし、設備の賃借料を含めて土地賃貸借料として徴収することとしたものでございます。

1点目の2の発電設備の設置費用と運営費用は日本エコテックが負担しているのかというご質問でございますが、ただいま申し上げましたとおり、そのとおりでございます。

1点目の3の再生可能エネルギーふるさと納税事業の返礼品相当額の負担はどちらが負担するのかについてでございますが、こちらも契約により、ほかのふるさと納税の返礼品同様に町で負担するものでございます。返礼申込みの件数はというご質問がございましたけれども、それは後ほど担当課長から説明するようにしておきます。

要旨2の質問でございますけれども、売電収入の帰属について、寄附を受けた発電装置で発電した電力及び売電収入の帰属はどこなのかとの質問でございますが、発電した電気は日本エコテックがイーネットワークシステムズに売電し、イーネットワークシステムズは仕入れた電気を顧客へ売電するとなるものでございます。発電されましたこの電気は、非常時におきましては発電所付近の住民のための非常用電源としても活用できるということにもなっております。

3点目の寄贈を受けた太陽光装置の資産台帳の整備内容を問うとのことでございますが、資産台帳の整備につきましては、年度末に整備済みでございます。

以上、4番佐々木敏雄議員への答弁とさせていただきます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ただいま、町長の答弁にございました寄附件数でございますが、現在のところまでは、まだ申込みはございません。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 項目1の1点目ですけれども、機器の使用料と、それから土地の賃借料を合わせて賃借料として徴収したと理解してよろしいのでしょうか。ちょっと、町のものをなぜ徴収するのかと、もう少し具体的にお答えいただきたいなと思います。

それから、2点目ですが、日本エコテックが負担するということですが、それは協定書には当然明記されているものだと思いますけれども、町がなぜそれを負担しないと結論づけたのか、その辺、理由があれば教えていただきたいと思います。

それから、3点目は了解いたしました。

以上です。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず、町のものをなぜというお話でございますけれども、議員さんの質問の中に寄附された機器を基に太陽光発電を行ったというお話がございましたけれども、頂いたものを基に発電事業を行ったのではなくて、発電事業を行うにあたって賛同していただいた企業様に機器を寄附していただいたという経緯になっております。

今回の事業にあたっては、町長のお話にもございましたけれども、ふるさと納税の返礼品の一つとしてどのようにしたらいいかということで考えたわけでございまして、その中でこの電気の発電というのが出てきたものでございます。

町のものをなぜということでございますが、一応、貸付けはするんですけれども、一緒にふるさと納税の返礼品である電気を作り出す事業ということで、賃借料についてはその分考慮して、賃借料としては、非金銭的な対価を受け取って貸し付けているということで、その分考慮して土地の料金と一緒にしているところでございます。

それから、運営費用が、なぜ日本エコテックで運営費用を出すことになったかということでございますけれども、こちら先ほどと同じになりますけれども、今回のシステムを作っていく中で三者の話し合いによって、エコテックのほうでその費用負担をするというお話になったものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 電力をふるさと納税にすることで業者から寄附を頂いた。それは当然、町の財産なり町のものになりますけれども、それについてなぜ賃借料を取らなくちゃいけないかというのが質問なので、金銭的なものは発生しないということも当然分かりますけれども、取る必要はないんじゃないのかと私は思うわけですが、その辺はどのような解釈なんだろうかな。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 土地につきましては、普通財産ではございますけれども、町民の財産ということになります。その部分については、町長の権限等で無償にすることもできたかもしれませんが、通常の貸出しと同様の扱いとしたところでございます。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 賃借料として、25万9,000円という額でしたか、その内訳、じゃ教えていただけますか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 計算式、ちょっと持ってきておりませんが、土地の面積がこちらは1,457平米ほどあるんですけれども、こちらの固定資産税見合いの評価額を基に通常と同じく計算をした形で、たしか平米3,000円ぐらいだったと思うんですけれども、それを算出したしまして25万9,000円という金額にしております。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 分かりやすく、どうぞお願いしたいと思いますが、町長が、全て含めて土地の賃借料として徴収することにしたという回答があったわけですが、だから、その全てが機器の賃料とか土地も貸しているということにして払ったのか、土地を貸したということにして払ってもらっているのか、そこを。

機械は、もう町のものですからね、寄附受けて。ですから、その寄附を受けたのに、私は町の土地の賃料を取ることはおかしいと思っているので。だから、その内訳、土地代として取っているんだという説明なのか、それとも機械の賃料を土地代に代えてというのか、ちょっと分かりません、どこをどのようにやったのか分かりませんけれども、その内容をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） すみません、説明が悪くて。

今回の賃料の算定にあたっては、土地代の計算しかしておりません。ただ、込みでというお話がございましたけれども、込みというのは、本来、機器については今回の事業がなければ頂けないものでございますから、そちらについては算定の内訳には入っておりません。土地についてだけ算定したというのは、発電事業を行うのは日本エコテックが行うわけでございますから、その分として頂くものとしたものでございます。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 時間ないので次にちょっと移って、関連でまた質問したいと思いますけれども、果実は町のものではないということですが、なぜ町のものでないのかということは、発電の管理、それからそういうものを含めて、その発電する金額に到達するから相殺して取らないんだという考え方なのか、その辺のところがどのような契約でしているのかお伺いします。要旨の2のほうですけれども。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 金額については、こちらのほうで把握しておりませんが、三者での話合いの中で、売電収入があるということで、その中で設置費用なり維持管理費用が賄えるという判断、それから会社としては、通常に業務を行えば得られるであろう売電収入も目減りはいたしますけれども、その部分については社会貢献ということで減額、減額といいますか、これでできるという判断で行ったものと考えております。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 何かこう、アバウトというか、全然根拠がなく、ただ寄附いただいたから、発電できるから、町に損がないからいいんだという感じに受け取れます。

それで、当然、この間の事業の説明の中では、発電量があった、売電金額もありました。だから、それを見て、それから土地代も、何の代金か分かりませんが、土地代として年間の25万円、26万円ほどのものがありますけれども、やはりそこは精査して、きちんと発電量、それから賃料、それからメンテナンス料とかそういうのを全部積み上げて、ある程度基準みたいなを出して契約すべきだったんじゃないのかなと思いますけれども、その辺は全然精査しないで、業者がそのように話したのでそれをうのみにしたという取られ方されてもしょうがないんじゃないかと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そうですね、事業者も損をする事業はしないと思いますので、その辺は事業費の中で賄えるという判断で今回の電気の返礼品になったと考えておりますので、ちょっと手続上精査が足りなかったと言われればそういった部分もあろうかと思いますけれども、町にとっては支出もなく返礼品ができるということで、地場産品基準に基づいた範囲の中でふるさと納税していただこうと今回の事業に至った

わけでございます。

その手続上というか進め方について、何かはっきりしないところがあったのは確かでございますけれども、その辺については、今後、反省して改善していきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） この件に関して、土地は普通財産ですから、長い付き合いも何もない人ですから、頂きませんよということではできませんので、普通の通常の中で土地代は頂きますということで。ただ、上物は寄附していただきましたので、先ほど答弁したように頂きまして、そこに投資していただいておりますので、その部分を、しかも最後の撤去まで責任を持ってやりますよということでありますから、その部分に関しては町としての経費等が発生しないということで、その部分は、町が設置して町が貸すのであれば、当然その部分は頂くんですけれども、そういうものじゃなくて、契約の中でそれを考慮して、土地代は頂きますよと、いわゆる土地代、25万9,000円だかと、それから上物はゼロ円と、そういう形で理解していただきたいと思います。

そして、町としては、5割のふるさと納税と。涌谷のことを知っていただく、関係人口がいかに増えるかなということを期待してのふるさと納税の返礼品でございますので、そのうち、エコテックさんのリスクとしましては、普通の発電、そして売電の収入の中からやはり、町としては手数料2割を払いますけれども、それは通常のふるさと納税と同じような形の経費でございますし、3割分はお返しするという、それをエコテックさんでやっていただくと。そして、そのうちの5割は涌谷町が、納税額の5割を頂きながら、あとはそういったような事務操作はエコテックさんでやっていただくという形の中で、町としては土地代は頂き、そして上物はゼロ円ということで理解していただいて、その上でエコテックさんがだったらどうするのかというと、このふるさと納税が非常に評判を呼んで、件数がただいまゼロということでございますけれども、増えれば増えるほど本来の発電・売電事業を行っていることからその部分が当然減りますので、そこではエコテックさんが経営的に収益が非常に下がってくるということは当然でございますけれども、それでもこういったような事業を起こしたいというような形の中で三者の協定が成立しましたので、そのような形の中で理解していただきたいと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町長、あのね、ああ、あのねというのは失礼でしたが、土地代ですよ、土地代。涌谷町の財産を涌谷町に置いて、賃料取るというのはおかしくないですか。まず1点。

それから、エコテックは、イーネットワークシステムズに売電するので、全然目減りとかそういうことはあり得なくて、発電したものは100%入るようなシステムと私は理解していますけれども、そこはそこでもいいんですが、ただそこは、そういう事業そのものに対して私どうのこうのと言っているのではなくて、どうも手続がちょっとあまりにもお粗末かなということで質問しているわけです。

先ほど言った370万円の発電額、年間の容量の太陽光発電です。機器ですね。それで、26万円引いた残りがメンテナンス料なり管理費という考え方なんだと思うんです。そうすると、344万円がメンテナンス料なり維持、そういう必要経費にかかるということだと思うんですね。あのかがやき発電所にかかる費用としてその額だと思うんですが、その金額の幾らかかるかというのは当然説明を受けてお願いしているものだと思うんですが、その辺はどのような話合いしたのですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） すみません、その金額については、幾ら入ってくるからというお話はちよつとしておりません。その上物は確かに町のものですけれども、発電事業をする方というのは町のもを使って発電事業をするわけですから、事業収入は町に入るわけではないので、事業者さんに入るわけですので、そちらについては……、まあ、ただで貸しているわけですが、土地は町のものですから、そちらについては……、何ていったらいいですか、普通財産ですけれども、例えば倉庫の上で営業するという、お店を開くといった場合には、その土地代は、貸しますけれども、上で商売した分の収入というのは町に入るわけでは通常ございませんので、それと同じような考えだということでご理解いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） どうも何か、聞き方がしつこくなるのか分かんないですけれども、町のもので発電しているんですよ。（「はい」の声あり）うん。それで、何で町のものにならない。そういう契約だということなんですか。であれば、ということであればなぜ、じゃその分を町で支払うからというやり方もあると思うんですけれども、その辺、相殺されちゃっているんですか、それとも、本来ならば、物を貸します、発電されたものは当然町のもので、メンテナンス料はこのくらいかかりましたので町で払いますというやり取りが契約行為じゃないのかなと私は思うんですけれども、その辺がどうも説明聞いても分からないんです。そこをもう少し分かりやすくお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） すみません、分かりにくくて申し訳ありませんけれども……、何でしょうね、発電……、発電は、町ではそもそも、発電事業をする計画も、つもりもなかったわけですね。とにかくその土地を使った返礼品を作るところがお話でありまして、今の話だと、町で売電収入を得るというふうなお話ですと、町が売電事業をするというふうな形になってしまいますので、それは、事業をするということとはいろんなリスクもありますから、その辺については考えておりませんでした。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） そういうことをおっしゃるのであれば、業者さんに発電していただいて、私、昨年の9月にも話しました、発電していただいて、その発電したのをふるさと納税として寄附をするというやり方だったら何ら問題もなく、その土地代、土地代は、貸すことはできるけれども、機械のメンテナンスとか機械代、設置代とかそういうものは全然かからないわけで、そういうことは検討しなかったんですか。

分かりますか、言っていること。何も寄附をもらわなくとも、発電していただいて、第三者でもいいし発電所に発電してもらって、その電気をふるさと納税としてお渡しすると。そうであれば一番分かりやすいと思うんですけれども、なぜそういうことは考えられなかったのか。もしできなかったのであれば、その理由をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 休憩します。

休憩 午前10時46分

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君） ちょっとかみ合わない感じしますので、ちょっと次にまた飛んでですね、台帳整備関係でお伺いします。

年度末に整備するんだということですが、内訳はどのような整備内容になるのか。一般的というか普通であれば、その取得額、耐用年数、資産区分、それから減価償却費とか、取得日とか、どこから取得したとか、そのようなものが入るんだろうと思いますが、その辺はどのようになっているんでしょう。（「ちょっとお待ちください」の声あり）

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 台帳につきましては、品名ですね、品名、規格、それから購入価格、取得価格については、これまでも寄附されたものについては購入がございません。それから、納入月日は寄附された日、それから納入先につきましては寄附された事業者の名称、製造元はその寄附された方のところ、それから担当課については企画財政課、会計については一般、納入場所については企画財政課、町になっております。備考欄には、その寄附された旨、記載してあるものでございます。

○議長（大泉 治君） ４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君） この資産台帳になりますけれども、寄附されたのはパネルとパワーコンディショナーです。当然それは、接続して発電するわけですので、当然工事費とか入っているわけですよ。それから、寄附されたからといってゼロですか。資産価値はないという、そういう評価は何でできるのか、ちょっとその辺の根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 評価をできないというわけではございませんけれども、寄附された金額については備考欄に記載しておりますけれども、これまでも購入価格については、寄附されたものについては記載がございませんでしたので同様な扱いしたものでございますけれども、評価できないというわけではないと思いますけれども、同じ扱いをしたということでございます。

○議長（大泉 治君） ４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君） ちょっと確認しますけれども、このパネルとパワーコンディショナーは、企業版のふるさと納税として寄附されたものかどうか、その辺確認いたします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） すみません、台帳については、プリントアウトしたものを持ってきたもので、ちょっと後ほど確認させてください。

○議長（大泉 治君） 企業版ふるさと納税なのかどうかという質問でした。

休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） すみません、企業版ふるさと納税〔「一般の寄付」に訂正〕として受領しております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ふるさと納税という、担当は総務課ですか。（「企画財政課です」の声あり）企画財政課。

公会計のマニュアルとか入っていますよね、当然。ふるさと納税で寄附されたものはどのように処理しなさいとかそういうものがあって、実勢価格なり評価額は販売されている額とか、工事費の額とか、そういうもので算定していくわけです。ですから、今回はパネル、それからパワーコンディショナー、工事費、運搬費、材料費も当然皆入るんでしょうけれども、それを合わせた金額が固定資産額として記載しないと駄目じゃないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 物については、寄附されたもので台帳に載せていましたけれども、工事費等は協定により事業者の側で行うということでございましたので、そちらのほうの算定とかそういったものは把握してございません。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町で、どのように固定資産の評価をするかということですが、普通はですよ、普通というか資産ですので、全部その辺含めて、当然、発電する段階の評価額をするのが普通だと思うんですけどもね。建物でやったって、その部材を皆載せるわけじゃなくて、1個の完成品として、資産として残すわけですので、その辺はもう少し確認して、決算もありますので整理していただければと思います。

あともう一つですが、発電機器を無償で貸していると取っていいのかどうか。ちょっとね、今の話のやり取りでは、貸しているんじゃないんだというような言い方しますけれども、これはちょっと問題があって、町の財産を貸すわけですから、その辺の適正価格というのが当然出てくるわけだと思うんです。土地じゃないですよ、土地は私は必要ないと思っているんですけども、その適正価格というのは幾らで適正価格なのか、ちょっと私には分からないわけですが、その辺の判断基準というのはどういうものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） こちらも前にお話ししたかと思うんですけども、地方自治法の96条第6号で、適正な対価なく貸し付けることが自治体への経済損失を与える場合に必要であるという判断でございましたので、今回の事業については、町がパネルを貸し付けることにより、一緒にふるさと納税の返礼品であ

る電気を作り出す事業であることから、貸付料は、ゼロといいますか込みになりますけれども、ゼロであっても、貸付料ではない、非金銭的な対価を受け取って貸し付けていると受け取られることから抵触しないという、県と相談したときにそういう判断をいただきましたので、そちらについては取っていないということでございます。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） あんまり抽象的な表現されると分からないんですけども、逆に、幾らでという金額とか示されると分かりやすいかなと思います。

それで、今回のこの再生可能エネルギーのふるさと納税でございますけれども、非常に収益と費用の配分とかが複雑なスキームであって、町民には恐らく分かり得ない方々がほとんどじゃないかなと思います。それで、私もこのふるさと納税のプロジェクト事業については、判断というか、手続上に非常に違和感を感じています。

それで、職員さん、皆さん優秀な方が多い中で、非常に、失礼な言い方ですけども、雑な手続、それからお粗末な手続を取られたなという思いが感じ取れているわけですけども、その横のつながりといいますか、担当者、あるいは担当係、あるいは関連する部署との話し合いなり、初めての事業ですので、研究会というか、そういうことは全然していなかったのかどうかということが1点と、それからこれまでの経緯、事務手続、それから収益費用の構造について、時間もありますので監査委員さん等の意見も十分に検証して、再検証というか、またこのようなこともあり得る可能性もありますので、そういうところを十分に配慮していただければと思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 今、職員同士の積み上げをもっとしっかりしろというような発言でございましたけれども、そういったようなために、今回は負担付寄附ということでないので議決の必要がないということではございませんけれども、何のために議会があるかといいますと、やはり議会出身の私としては、一番残念なのはそここのところでございます。というのは、やはり常任委員会だったり全協だったりの中で、こういったようなことを指摘いただきながら、その都度解決というものをして、そして今回のことに対して私なりの反省としては、やはり今質問者が言ったように、特定少数の職員で積み上げるのではなくて、それを一定の時期に、やはり横のつながり、そして完成度が高まってきたときに議会に報告して様々なご指摘をいただくと、そうすればやはり町民の皆様に説明もつきやすい形になるだろうと、そのように思っております。

そういったような中で、特にこういったようなこれまでと違ったような形態のふるさと納税の在り方だったり、あるいはこれ以外にも様々なことが今後事業として出てくるとは思いますが、一番私としては残念なのは、そういったような一定程度の外に出せる形になったときに、やはり常任委員会だったり全協だったり、完成度の高まりとともに相談して、ご指摘をいただいて、かなり完成度を高めたところで最終的にご提案するというような形にすべきであろうと。それは、私は非常に残念だなと思っておりますので、そのような形の中で、こういったようなことが町民の皆様に簡単に説明がつくような形にして、分かりやすい行政というものをさらに目指させていただきたいと思っております。

私も、この前の質問から様々な見ましたが、割合シンプルな形で積み上げてはありますけれども、シンプルな形を積み上げるときに、逆にその水面下ではしっかりと、質問者ご指摘のとおり、技術的なことをし

っかりと踏まえ、議論しないと分かりやすい形にならないなと思っておりますので、今回のことは今後の様々な事業展開に反映させていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） ちょっと蛇足になるかもしれませんが、今回の例というのは、これからも寄附の金額がどんどんと上がってくる可能性もありますので、十分にその辺は精査をしていただきたいと思います。

この例は、職員の公有財産の管理上、それから契約上、非常に参考になるというか、いろいろ回答も出てくるような案件だと思いますので、ぜひ研修とかも、こういうのを例に取ってやることは比較的分かりやすいものになろうと思いますけれども、その辺の職員研修の一環の一つにも役立てられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） ご指摘どうもありがとうございます。

この事業につきましては、いろいろ複雑なところがございますし、分かりにくいところ多々ございます。法に抵触する部分も、もしかするとあるのかもしれませんが、その辺は今後、町長申しましたとおり、職員間も勉強を重ねながら、議員の皆様、そして町民の皆様に分かりやすい提案をさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

2 番二上光子君、一般質問席へ登壇願います。

〔2 番 二上光子君登壇〕

○2 番（二上光子君） 2 番二上光子でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

項目1 点目、命を守る事前防災と行動変容の普及啓発について質問いたします。

要旨1 点目、耐震化、家具の固定や感震ブレーカーの設置などの推進取組を伺います。

2 点目に、要配慮者の避難に平時利用の施設を活用する考えはあるか伺います。

3 点目に、妊産婦や乳幼児専用の避難所について伺います。

災害対策の司令塔となる防災庁が2026年中に設置をされます。内閣府防災担当を改編し、実務を担う防災相を置き、地方の拠点として防災局が東西に2 か所置かれる見通しです。大規模災害に対処するための縦割り行政を排した防災対策を目指し、事前防災から発生時より復旧・復興まで、一貫して対応すると明記されました。

災害大国におきまして、これまで過去の大規模地震の直接的な死因は、関東大震災では火災が87%、阪神・淡

路大震災では建物倒壊が83%、東日本大震災が津波による溺死90%、能登半島地震では建物倒壊による圧死42%と、火災、建物倒壊、津波によるものが多く、死因が特定をされています。

命を守るためにはすぐにでも、建物倒壊を防ぐ耐震化や家具の固定で被害を軽減する事前防災の取組が重要ですが、いつ来るか不明な災害に対して町民の皆様の反応は、「そのうちにやろうと思っている」や、「防災用品はお金がかかるから」と先送りをされる声が多く聞かれます。

そこで、災害への事前防災と行動変容を起こす取組について伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 2番二上光子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

命を守る事前防災と行動変容の普及啓発についてとのご質問でございます。

1点目の耐震化、家具の固定や感震ブレイカーの設置などの推進取組について伺うというご質問でございますが、近年、全国各地で大規模な地震や風水害が発生している状況でございます。

涌谷町におきましても、今年の4月20日に震度5弱の地震を観測したことは記憶に新しいところでございます。幸いにも町内で大きな被害はございましたが、いつ起きるか分からない災害から町民の皆様の生命・財産を守るためには、行政による防災対策に加え、町民の皆様一人一人の日頃からの備えが重要であると思っております。

議員ご質問の耐震化についてでございますが、現在、町では木造住宅の耐震診断や耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成し、耐震化対策の促進を図っているところでございます。

また、家具の固定や感震ブレイカーの設置推進についてとのことでございますけれども、家具の固定は、過去の大規模地震において家具の転倒、落下による負傷事例が多数報告されておりますことから、地震時の負傷防止や避難経路の確保に有効であると認識しております。感震ブレイカーにおきましても、これまでの地震災害において停電復旧時などに発生する通電火災が被害要因の一つとされておりますことから、一定の効果があると認識しております。

家具固定や感震ブレイカーは、被害軽減に有効な施策対策である一方、設置費用や施工方法への不安、住宅事情による設置制約など、普及にあたっての課題もあることも認識しております。このため、分かりやすい情報提供や相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の要配慮者の避難における平時利用施設の活用についてとのご質問でございますが、近年の災害においては、高齢者や障害のある方、医療的ケアを必要とする方など、いわゆる要配慮者への避難支援の重要性が一層高まっております。特に、障害のある方の中には、慣れない環境や集団生活への適応が難しく、一般の指定避難所での生活が困難な場合もあると思っております。

国におきましても、内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定により、平時から利用している施設への直接避難や、受入れ対象者の事前特定の考え方が示されております。

議員ご質問の平時利用の施設の活用につきましては、利用者本人や家族にとって安心感が高く、施設職員においても利用者の特性や支援方法を理解していることから、避難生活における不安軽減や円滑な支援につながるものと考えております。

一方で、実際の受入れにあたりましては、施設の安全性や受入れ可能人数、職員体制、物資の確保、福祉避難所としての位置づけや運営方法など、整理すべき課題も多くございます。

町といたしましては、平時から利用している障害福祉サービス事業所や高齢者施設等との連携の在り方について、施設管理者や関係機関と協議を進めながら、要配慮者が安心して避難できる体制づくりについて対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の妊産婦や乳幼児専用の避難所についてのご質問でございますが、先ほどお伝えしましたとおり、町では現在、要配慮者を対象とした福祉避難所を2か所指定しております。この福祉避難所につきましては、これまで高齢者や障害者への支援という側面が強く認識されてまいりましたけれども、内閣府のガイドラインでは妊産婦や乳幼児も要配慮者に位置づけられております。

近年では、能登半島地震をはじめとする大規模災害の経験から、避難所におけるプライバシー確保や母子支援、感染症対策、授乳・おむつ替えスペースの確保など、妊産婦や乳幼児への配慮の重要性が全国的にも強く認識されております。また、国におきましても、避難所の生活環境改善や要配慮者支援の充実に向けたガイドライン改定が進められていると聞いております。

一方で、当町におきましては、大都市部と比較して妊産婦や乳幼児が残念ながら多くない状況でございます。そのため、現時点では妊産婦や乳幼児専用の避難所を新たに常設するよりも、既存の指定避難所の中で状況に応じて専用スペースや区分けを行い、安心して避難生活を送られる環境を整備していくことが現実的であり、効果的であると考えております。具体的には、授乳や育児に配慮したスペースの確保、段ボール間仕切りや簡易テント等によるプライバシー確保、女性や子育て世帯の意見を反映した避難所運営など、実効性のある対応を進めてまいりたいと考えております。

また、平時から備蓄品の充実や、保健師、子育て支援部門との連携強化にも取り組み、災害時に迅速な支援が行われる体制づくりを進めてまいります。

今後も、国の動向や他自治体の先進事例を注視しながら、町の実情に即した要配慮者支援の充実に努めてまいります。

以上、1点目でございます。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。

1点目の耐震化、家具の固定や感震ブレイカーの設置などの推進取組について、ただいま町長よりご答弁をいただきました。

耐震化につきましては、涌谷町では75%だったかと、資料のほうに載っておりますが、家屋の耐震化につきましては、やはり費用もかかり、ちゅうちょをされる住民の皆様もおります。こちらにつきましては、部分的な補強という情報提供などはされていらっしゃるのでしょうか。例えば、耐震シェルターと申しまして、寝室だけ、あとは居室というか茶の間でしょうかね、一般的にいう茶の間だけを耐震シェルターにする。または、寝室全部ではなく防災ベッドだけという、ベッドだけを補強するような、また耐震テーブルといいまして、テーブルも耐震化をするといった、家屋全体の補強ではなく、低価格な改修で命を守ることができるといった、こういう情報もございますので。

また、先ほど町長からもお話をいただきましたが、建物火災の予防につきましては、感震ブレーカーがやはり、震度５以上になりますと、強い地震が起きますとブレーカーが落ちるといった種類のものがございます。今は感震ブレーカーも、地震が起きたときにすぐ電気が落ちますと真っ暗になりますので、夜間であればタイマーがついて、少し逃げるといいですか、建物内を搜索というか確認できるようなタイマーがついている感震ブレーカーなどもございます。能登半島地震におきましては、断水により消火が難航しまして、輪島市で240棟の被害がありました。この後に、感震ブレーカーが通電火災防止に重要だといったところで消防庁の調査で結論づけられまして、感震ブレーカーの社会的な関心度が高まっている状況です。

事前防災の行動変容といったところでは、住民にやはり関わりが深い区長さんであったり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの皆様が、訪問時に日頃から防災についての情報提供など声がけをしていただくような仕組みづくりが重要なのではないかと考えます。防災を理解して、納得して、実践に移すというのが行動変容ということになるんですけれども、こちらを促すことがやはり、地域の皆様に会うたびに何度も何度も繰り返しこのことを伝えるということがとても重要だと、東北大学の教授の方がおっしゃっておりました。

また、部分的な補強・改修や感震ブレーカーなどの耐震化につきましては、涌谷町でも負担軽減といいですか、補助制度がございますけれども、この部分的な補強・改修、または感震ブレーカーにつきましては負担軽減に補助制度も求められておりますので、こちらにつきまして見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、私のほうからご回答させていただきます。

まず、一つ目の部分的な補強、シェルター、防災ベッド、防災テーブルなどに対する助成ということでございます。

まず、町長の答弁にありましてとおり、耐震改修工事に対する助成につきましては、まず耐震診断を行っていただきまして、そこでこの部分が耐震補強必要だという部分に対して補助、助成しているものでございます。一応、こちらの耐震工事については県の補助金を活用しておりますけれども、その中でこのシェルターというか、そちらも対象になるのか確認しましたら、そちらのほうでは対象にならないということでしたので、もしやるとすれば別個に、町の単独的なところでの補助となると思っております。現在のところ、そちらの助成、また補助につきましては検討してございませんが、今後、必要性に応じて相談してまいりたいと思っております。

それから、感震ブレーカーにつきましては、仙台市さんでは一部対象となる地域については補助しているということで、こちらは消防庁のほうでは財政措置といいですか、特別交付税での措置ということで制度を設けておりますが、全ての地域が対象になるわけではなくて、やはりそういった災害の際に火災が起きやすい密集地域ですとかそういったところに、対象となる地域にはこういった財政措置というのはあるようでございます。

当町におきましては、感震ブレーカーですとかそういった防災用品につきましては、今後、町民の皆さんに、こういうものがあるんだよとかそういった形で広報でお知らせするとか、あとは毎年総合防災訓練を行っておりますので、そういった際に実際に現物を見ていただいて、こういうものがあるというのをご紹介するということは可能なのかなと考えておりますので、そういったところで周知をさせて広めていきたいというふうに考えております。

また、3点目の行政区長さん、それから民生委員さんなどの声がけというところも、今後、関係課と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 2番二上光子です。

ただいま、総務課長のほうから前向きなご答弁をいただきました。消防庁のほうでいろんな取組等もございますし、内閣府のほうでもいろんな取組、行政のほうの交付助成金などもございますので、ぜひともそちらのほうをご確認いただきまして、ぜひ町民の皆様に広く、命を守るこの周知広報、普及啓発をお願いしたいと思っております。

2点目、次に福祉避難所について伺います。

令和3年5月に、町長からもお話がございました指定福祉避難所の開設において、内閣府防災担当が運営ガイドラインを改定いたしております。こちらには、人件費等も国庫負担の対象となっております。要配慮者である高齢者や障害者、乳幼児、また妊産婦に対して、状態を知り適切に対応するスタッフを配置して、災害時にふだん通いなれた場所といったところで顔見知りの職員の方が対応していく、要配慮者にとってより安全で安心の避難所環境となるとございます。

やはり障害者の方は、町長もおっしゃいましたが、一般の避難所、通常の福祉避難所であっても、災害が起きたといった特別な環境の中で静かに避難所で生活ができるというのは本当に難しいことであり困難なことでありますので、福祉避難所に直に避難をしていただきたいわけなんです、その中でも、ふだんからその特性をしっかりと知っている、障害者の方々に寄り添える、そういった避難環境というのがすごく重要になってまいりますので、今回は地震のほうを主に、大規模災害を想定してお話をさせていただいておりますが、今後、梅雨に入りまして浸水等もございますし、いろんな災害に対しての避難所運営といった形になるかと思っておりますので、福祉避難所は2か所といったところになりますが、広くこの福祉避難所をですね、細かくご対応いただけないか、そちらのほうを伺わせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） ご質問の内容につきましては、障害者などの要配慮者の皆さんが現在使っている、利用されている施設のほうも福祉避難所として活用すべきというお話だと思います。

現在、指定避難所にしております福祉避難所につきましては、天平の湯と万葉苑さん、この2か所ということで指定しておりますけれども、そのほか、ゆうらいふさん、それから共生の森さんとは協定を結んでおりまして、災害の際は避難所として利用できるよう、協定は結んでおるところでございます。

これまでも、東日本大震災の際は、やはりゆうらいふさんのほうに、こちらは要配慮者の方のみならず、住むところがなくなった方ですとか、そういった方も生活支援ハウスなどで避難したという経緯がございますので、現状では、そのゆうらいふさんと、共生の森さんと協定を結んでおりまして、利用可能というふうに考えております。

そのほかの施設につきましては、やはりその施設の規模でしたり、あとはスタッフというか、対応できるスタッフがいるのかとかいろいろな問題もございますので、その辺確認しながら検討してまいりたいというふうに

考えております。

あと、要配慮者の皆さんにつきましては、個別避難計画というのをそれぞれ作成しておりますので、自分がいざというときにどこに避難するのかというのはある程度決めているような計画となっております。中には、そういった障害をお持ちの方でも一般の避難所を指定避難所にしている人もございますし、福祉避難所を避難所にされている方もおりますので、そういった状況も踏まえながら、あと今後、福祉避難所がもっと多く必要なのかどうか、担当部署とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 例えば、障害者の方が避難をする際に、通常通所をしている施設に避難となった場合、ご家族の方とかも同行は可能なのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 協定の中では、そこまでの事項は定めておりませんが、当然、やはり介助が必要な方ですとか、そういう手助けが必要な方については、状況に応じて家族の方もというふうには、可能というふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 福祉避難所では、あらゆる特性に対応した配慮が求められますので、生活相談員の方であったり応援スタッフの人材確保がすごく重要になってまいります。一般の避難所では対応がとても困難になることが想定をされますので、早期の仕組みづくりと、この環境整備を求めたいと思います。

次に、人権教育となる「生命の安全教育」について質問いたします。

要旨1点目に、「生命の安全教育」の取組状況を伺います。

2点目に、生徒の発達段階に応じた研修や外部講師を取り入れる考えについて伺います。

3点目に、子供・教職員双方の相談体制について伺います。

令和2年に内閣府と文部科学省が連携し、少年の健全育成を害する福祉犯罪が広がり、SNSの低年齢化利用による被害は思春期からではなく幼少期から始まり、子供を取り巻く環境がこれまでの守り方では守れない時代背景に変わってきていることを受けて、令和3年4月に「生命の安全教育」が公表されました。全国の学校等で実施、推進中でございます。当町の取組状況を伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） この件に関しましては、教育委員会より先に、一般的な全行政を預かる者としての見解を示させていただきます。

現在、文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、令和3年度より、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の安全教育推進事業を実施しております。性犯罪・性暴力の対策として、子供たちを性暴力等の当事者にさせないための「生命の安全教育」は大変重要なこととございます。

実際の教育現場における内容につきましては、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動を取れる力を身につけることができますよう、安全教育の推進について、一層意識を高めて取り組むことを教育委員会

と共有し、共通認識を持って対応していきたいと考えております。

今後も、子供たちが安心して学習できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

私のほうから、この程度の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長、登壇願います。

〔教育委員会教育長 牛渡正哉君登壇〕

○教育委員会教育長（牛渡正哉君） 2番二上光子議員の一般質問にお答え申し上げます。

人権教育となる「生命の安全教育」についてのご質問でございました。

町長も述べましたとおり、文部科学省では、性犯罪・性暴力対策の強化の方針、そういうことも含めて生命の安全教育推進事業を実施して、令和4年12月には、生徒指導のバイブルとも今言われています生徒指導提要の改訂が行われ、その中に、性犯罪・性暴力に関する対応についての生徒指導の観点から整理した、子供たちを性暴力等の当事者にさせない「生命の安全教育」について具体的に述べられて、学校では推進していると捉えております。

涌谷町の取組の状況といたしましては、小学校では道徳、それから生活科、体育、あるいは学級活動、保健教育、人権教育等、様々な観点からの教育を通して、命の大切さ、自分と周囲の人を大切にすることの心情や態度を育成する心を伸ばそうとしているところでございます。当然、発達段階に応じた体や心の変化、嫌だと感じたことを我慢しなくてよいことや、信頼できる大人へ相談することの大切さについて学ぶ機会も設けております。

中学校では、小学校での学びを受け、それを基盤として、思春期真っただ中になりますので、心身の変化や性に関する正しい知識を持ち、行動できるよう学習を行って、あるいは行おうとしているところでございます。具体的に申し上げますと、デートDV防止教室を毎年、中学校2年生を対象として行っているところです。交際相手であっても支配や暴力は許されないこと、相手の意思や気持ちを尊重することについて学び、例えばSNSにおいて、過度な関わりや画像要求等も人権侵害につながるんだというようなことも重ねて指導しているところでございます。

以上、2番二上光子議員への答弁といたしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ご答弁ありがとうございます。

新しい被害構造で、当町の取組状況の中にもございましたけれども、実は、生成AIを悪用して、SNSを経由、拡散する被害が、今現実、中高生では9割、小学生では過去最多と、警察庁が令和7年度の被害実態を公表しております。これまでは大人の方であったり、そういった方々が周りのそういったことの被害といったことが多かったんですが、今は学校の中で、同級生による、被害者にも加害者にもなる時代とのこと、携帯を持っていて、生成AIというのは本当にただ写真を撮っただけでいろんなものに作り変えられるものでございますので、こういった遊びのつもりでやったことが人権侵害につながり、事件になっていくと。先ほど教育長のほうより、小学校、中学校と発達段階に応じて、そういった「生命の安全教育」を行おうとしているといったご意見をいただきました。現在、行っているところはどこになりますでしょうか。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（牛渡正哉君） お答えいたします。

行おうとしているというのは、例えばデートＤＶの教室というか、それについては毎年進めているところなんですけれども、中学校でいえば、それ以外の部分も必要になってきている時代だと思っています。ご指摘のとおり、生成ＡＩ関連、簡単に言えばスマホを利用しての子供たちの利用の方法等、そこら辺についても非常に危惧しているところがございます。実際問題、スマホの所持率というのは、もうおよそ９割は超えている状況でございますので、毎月の例えば校長会議等で、そこら辺の警鐘はお互い共有しているところなんです。

そういう意味で、性教育と言ったらいいいのか、性被害教育と言ったらいいいのか、それについては中学校１年生、２年生、３年生と発達段階において進めるということになっておりますが、それが果たして本当に機能的に、機能的というのかな、有効に本当に働いているのかどうかというのは、私たち教育委員会も常に学校現場と共有しながら確認していきたいなと考えているところです。

そういう意味で、行おうとしているという部分は、その拡大する部分の話で、これから研究していかなきゃいけないなと思っているところです。

○議長（大泉 治君） ２番二上光子君。あと、通告にあります（３）番目、質問していなかったと思うんですが。最初のほうに言った。（「一番最初に質問はさせていただきました」の声あり）答弁受けましたっけ。（「答弁はまだです」の声あり）

教育長。（「分かりました」の声あり）（３）番目、先に。（「はい、先にじゃ、先というか、すみません、答弁漏れが……」の声あり）自席で大丈夫です。（「よろしいですか」の声あり）はい、自席で大丈夫です。

○教育長（牛渡正哉君） 教職員、あるいは子供、双方ですよ、相談体制ということですよ。（「はい」の声あり）

それについては、当然、子供たちの相談体制については、町でいえば、学校内での養護教諭が非常に大きなキープポイントとなっておりますので、養護教諭が中心となって、私の経験上も、なかなか管理職が知り得ない、言えないことを子供たちから拾っているという事例も当然あります。プラス、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県の配置などもそういうのを相談体制としては構築しております。

さらには、県全体としては、本年度から効果的な相談体制の確立を目指すということで、総合教育センターに例えば相談の窓口の集約を行って、そこから各地域の教育事務所のサポートチームに連絡があって、サポートチームと地教委が連携して各学校の支援にあたると、そういうふうなチーム編成を再編しているところです。この体制についても、地教委としては協力しながら進めていきたいなと思っております。

また、何か起きてから対応するということはもちろん大切なことなんだけれども、起きる前の察知する能力というのが一番大きなことだと思っております。それには、教職員とそれから児童生徒との信頼関係であったり、学級づくりであったりとか、そういうもののこれまでの普遍的な取組というのは非常に大きな役割を果たすんだろうと思いますし、最近、ＰＴＡとの交流というのもなかなか学校というのはできづらくなってきている部分ではありますけれども、保護者の皆様との関係づくりというのも大きな要素なのかなというのは、私は個人的には考えているところです。

また、教職員も非常に今多忙で、忙しくてもう脇目も振らず毎日の業務にあたっている状況の中で、子供たちの危険信号を察知するという、そのような感度というんですかね、それが鈍らないようにしなきゃいけないんだろうと思います。当然、管理職の先生方、校長先生、教頭先生方、あるいは主幹教諭の先生方、そこら辺は

当然意識はしているんですけれども、先生方自身がいろいろな意味でだんだん疲弊してくると周りを見る余裕もなくなるので、先生方の相談体制というのも非常に大切な要素かなと思っております。

あわせて、県ではストレスチェックを先生方に毎年課しております、自分でストレスの状態を測ることもできる体制は整えておりますが、何せ、人と人が非常に大きな出会いを果たす学校現場でございますので、そこが、何ていうんですかね、非常にこう、すごくふわっとした言い方ですけども、幸せな空間にあるように努めていかなきゃいけないなと思っていますところ。

体制としては、今述べましたように、教育相談体制というのは二重三重の体制はつくっておりますし、人権教育のいろんな相談窓口というのが、子供たちにカードとして配布をしたりとか、それから校内にもたくさん掲示しております。最近では、ＱＲコードというんですか、あれでぽつと入って行ってチャットで相談できる体制もできて、かなり利用が広がってきているというのもお聞きしております。

ちょっと、一応ざっと話をさせていただきましたけれども、その中で何かまだ足りないところがあれば、これから深めていかなきゃいけないなと思っていますところ。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2 番二上光子君。

○2 番（二上光子君） 教育長の話の内容がすばらしかったので感動しているところですが、実は大阪のほうで、今、ＰＴＡと学校側との一体感というのがなかなか薄れているところが多いんですけれども、モデルとなった学校をちょっと 1 点紹介をさせていただきたいと思います。

大阪市の田島南小中一貫校なんですけれども、こちらは背景に貧困とか海外の方が、海外の子供さんが多いといった多様性の学校でもあり、自己肯定感の低さもあって暴力が蔓延していた学校がありました。ここが、本場にこの、この二、三年で、保護者、地域と一体で、未来を生き抜く力を養うことを目指してと取り組まれております。小学校 1 年生から中学 3 年生までの 9 年間ですね、9 年間で「未来を生き抜く教育」と銘打ちまして、発達段階に合わせて、生命尊重であったり、性行動に関する危険を認識して回避する態度とか、望ましい人間関係を築く能力の育成など、性・生きる教育の中で自分も他人も大切にすることを育むカリキュラムで推進をされておりました。授業を通じた変化では、対人暴力が年間 31 件ぐらいあった学校だったようなんですが、現在ではゼロをずっと更新をしていると、また、全国学力調査では、国語、算数と平均値を上回る結果になったと。「暴力に頼らず、自分の言葉で伝える国語教育を強化した成果なんです」と校長先生がおっしゃってました。

当町では、養護教諭であったり、スクールソーシャルワーカーさんであったり、いろんな方々がチャット利用をされていると、そこで相談を受けているといった内容は涌谷町も進んでいるんだなと思いましたので、何とかこの取組を、悩んでいる子供さんであったり、親御さん、保護者の皆様に届くような取組を継続していただきたいと思います。

現場の支援として、先ほどお話をいただきましたが、外部講師の派遣とか要請とか、教職員への研修なんかは考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（牛渡正哉君） 教育相談体制の最初に述べましたチャットとかスクールソーシャルワーカー、これは県

全体で取り組んでございますので、涌谷町だけが突出というわけではないんですけれども、ずっとこれは継続させていただいて、効果は非常に上がっているんだろうなと思っております。

それで、外部講師についても、デートＤＶ教室とか、それから今年は実施の予定はないというのは聞いたんですけれども、性に関する講座について、産婦人科のお医者さんとか、そのようなことを中学校のほうでは既にやっているということがあります。その年その年で必要度というのは必ず出てきますので、やらなかったりやったりということが多分あるんだろうと思いますが、ただ、継続して行っているデートＤＶ教室に関しては、専門家が来て行っておりますし、場合によっては警察との連携というのも随時行っているということになっております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 自分も、周りの人の心も体も大切であると、そんな当たり前のことが守られなくて、差別とか貧困、暴力による被害者が拡大して、誰にも相談できずに、若年妊娠であったり、虐待とかＤＶとか社会問題になっておりますので、未来の子供たちを守る教育としてもう取組をされているといったところでしたが、正しく人権を理解する知識と行動選択力で全ての子供を被害者にも加害者にもさせないという基本的視点と、教職員の皆さんへの相談支援体制も重要と考えますので、ぜひとも誰も取り残さない、この未来の教育の推進を求めまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでした。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

ここで、企画財政課長と副町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 先ほど、一般質問におきまして、4番佐々木敏雄議員にお答えいたしました寄附の関係でございますけれども、企業版ふるさと納税で頂いた寄附と申し上げましたが、一般の寄附でございます。訂正させていただきます。〔17ページを訂正〕

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） 先ほど、4番議員への回答の際に、抵触する案件があれば研修していくということで、あたかもこの案件が法律に抵触するような、誤解を招くような発言でしたので、今後、抵触するような疑義のあるものがあれば研修等を重ねていくという意味でございましたので、ご理解いただきたいと思います。

（「了解」の声あり）

○議長（大泉 治君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

10番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

通告に従い、一般質問を行ってまいります。

最初に、国民健康保険税の質問に入らせていただきます。

今年、国民健康保険税の変更としては、納付金ベースでの統一が開始されることとなります。今年、令和8年4月から、市町村ごとの医療費の差を反映させる仕組みを廃止し、県内共通のルールで国民健康保険を運営するものであります。今後のこの保険料の水準の統一化についてお聞きをいたします。

2点目であります。涌谷町が現在実施しています胃がん検診、いろいろあるんですが、大腸がん検診など住民健診があります。胃がん検診に関しましては、1,500円の負担で検診が行われております。受診率を向上させるためにも、負担金の補助をしていくことのお考えを伺いたいと思います。

三つ目であります。現在、国民健康保険でありますけれども、税率の算定方式ということでは、所得割、均等割、平等割とあります。そしてまた、そのほかに医療費分、そして後期高齢者支援分、40歳以上ですと介護分と、そういった算定がありますが、一番は、頭数に比例して課税される均等割と、そういったものがありますけれども、これを引き下げるべきと私は考えるんですが、町長のご所見を伺いたいと思います。

四つ目であります。今回、今年新たに子ども・子育て支援金分が、これは全ての健康保険でありますけれども、新たに子ども・子育て支援金分が創設されるということとなります。前に執行部のほうから説明があったとおりでありますけれども、この子ども・子育て支援金分の国保加入者の負担を財政調整基金で補うべきと考えますが、町長に伺って、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目、大綱1の町民への国保税の負担軽減はということで、4点質問をいただいております。

この件につきましては、質問者とずっと長い間、いかに対応したらいいのかなということを話をしてきたところでございますが、これをご回答申し上げる前に、この国保税の財調の使い方ということで非常に苦慮しております。といいますのも、下げるのは簡単でございますけれども、ただ、涌谷町の現在の本来の国保税の在り方と、それから今後統一化されたときの国保税の在り方でいいますと非常にギャップがございます、今喜んでいただいても、数年後にはその分、非常に苦労されるということになりますので、その辺をどうしたらいいのかなということでいろいろ議論させていただいておりますけれども、そういったような形の中で、財政調整基金がある中で、それをどう被保険者の方に還元していくかというところが非常に悩ましいところでございますので、やはり議会としても皆様にもお考えいただきたいと、そのように思っておりますのでございます。

10番杉浦議員の一般質問へ改めてお答え申し上げます。

1点目の国民健康保険税の保険料統一化の状況はどうなっているかのご質問でございます。

宮城県では、令和12年度から完全統一を目標としつつ、遅くとも令和15年度までの実現を目指すとしております。完全統一には全ての市町村の合意が必要であるため、現在、各市町村から意見等を聴取しながら、宮城県と協議を進めている状況でございます。

なお、その第1段階として、令和8年度から、医療費水準を納付金に反映させない、納付金ベースの統一を行ったところでございます。

次に、2点目の町が実施する胃がん検診等において、受診料負担を軽減することで受診率向上を目指すべきではとご質問でございます。

町民の皆様の生命と健康を守るため、がんの早期発見・早期治療を促進することは極めて重要な課題の一つであると思っております。現在の受診率には、依然として改善の余地があるものと捉えております。

受診料の自己負担軽減につきましては、受診への心理的・経済的ハードルを下げ、受診率を押し上げるための有効な一策になり得ると考えておりますが、その実施にあたりましては、恒久的な財源の確保と、他の保健福祉事業とのバランスを鑑みながら、慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

現在、胃がん検診等のがん検診におきましては、町民の皆様に検診費用の3割程度の自己負担をお願いしております。引き続き、自己負担額の見直しや、検診の受けやすさ及び未受検者への勧奨方法など、効果的な受診率向上の施策について検討していきたいと考えております。

3点目の国保税の所得割、均等割、平等割の税率の引下げの考えはとご質問でございますが、当町におきましては、平成18年度に税率改正を行って以来、税率を据置きにして、財政調整基金や各種保健事業等による交付金を活用しながら、宮城県が示す標準保険料率より低い税率で国保運営を行ってきております。

しかしながら、医療の高度化による1人あたりの医療費が年々上昇している一方で、人口減少に伴う被保険者数の減少により、事業運営に必要な保険税が減収することを懸念しております。

このような状況でございますので、現状では税率の引下げを行わず、引き続き安定した国保運営に努めてまいります。

4点目の子ども・子育て支援金を国保会計財政調整基金から負担すべきと考えるがとご質問でございますが、令和8年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に係る税率につきましては、今議会において条例改正を提案するところでございます。

国が示している支援納付金を納付するには、宮城県が算定した標準保険料率を基準に、税率を設定する必要があります。

当町におきましては、宮城県が示した標準保険料率より低く税率を設定し、被保険者の負担軽減を図るものでございます。このことにより、国に納付する支援納付金に対し、約133万円の不足額が生じる見込みでございます。この不足分につきましては、財政調整基金を取り崩し、財源を確保して安定的な国保運営に努めてまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、最初の質問ですけれども、令和12年から遅くとも令和15年までに保険料の統一がなされるということでもありますけれども、今、令和8年から納付金ベースの統一が開始されるということでしたけれども、この納付金ベースでの統一によって涌谷町の、また町民に対しての影響があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 町民に対しての影響があるかどうかというふうなところでございますが、納付金ベース、あくまでも納付金になりますので、町民の方々の、要は国保税というものに影響はないというふうな形になります。

終わります。（「町には」の声あり）

すみません、町に対してはですね、医療費水準を納付金に反映させないというふうなことになりますので、町としては、医療費が高くなった場合に関しては、要は医療費水準を納付金に反映させないということですから、納付金は下がるというふうな形になると考えます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 町民の方には影響はないと、そしてまた町に対しては、医療費の高くなった分の影響がなるといえることですが、実際にはもう少し時間が、令和12年までの間に変更が、標準保険率のというか、統一化が実現するまでもう少し時間があるかなと思いますが、二つ目のほうにも入っていきますけれども、私は令和6年度の決算を見まして、胃がん検診でありますと数値は1,057人の方が受診をしているということと、あと大腸がん検診もちょっと、まあ、いろいろ検診が多岐にわたっておりまして全部取り上げるわけにはいかないのですが、大腸がん検診ですと1,954人の方が受診しているという状況であります。ちょっとお伺いするんですけれども、大腸がん検診、先ほど1,500円が胃がん検診でありました、負担金がね。大腸がん検診はたしか500円だと思ったんですけれども、これで間違いないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 大腸がん検診に関しましては、500円で間違いございません。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その負担金ですけれども、先ほど胃がん検診で1,057人が受診しているということでしたので、受診者の負担の総額が158万5,000円というふうになるかと思います。大腸がん検診、先ほど負担金500円という答弁でしたが、受診者が1,954人の方が受診しているという、これは変動はいろいろありますけれども、令和6年の数値を見ますと1,954人でしたので、受診者の負担金の総額が97万7,000円負担したということとなっています。

この負担を軽減することによって、受診率を向上させ、そしてまた疾病の早期発見・早期治療につなげることが一番大事なのではないかと思います。そしてまた、がんの患者の死亡者の減少もできるものと思いますけれども、私はそう思っておりますけれども、受診率向上、疾病予防についてお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 町長の答弁にもございましたように、また、議員おっしゃられるとおり、胃がん検診、大腸がん検診、各種がん検診におきましては、早期発見・早期治療というふうな形がもちろん望ましいというふうに考えております。

胃がん検診と、あと大腸がん検診としましては、国保、社保、かかわらず同額というふうなところでの自己負担をお願いしているところでございますので、今後、その受診率向上等を目指し、そういった早期治療等に結

びつけるような形のことを考えるとすれば、上司との相談ともなりますが、保険、国保、社保の区別というか、同額ではなくて、そういったことも検討していかなければいけないというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） まあ、なかなか、社保も同じ負担金ですから、国保全体を軽減するというのもなかなか大変だとは思いますが、先ほどのとおり、受診率向上、疾病の早期発見・早期治療ということに関して、そういった点では一つの方法かなと思いますけれども、担当課としてはなかなか大変かなと思いますけれども、そういった考えを検討していただければと思います。

3番目の国民健康保険の保険税の引下げということにも伺いますが、財政調整基金が7億7,300万円ほど、今日の資料にはなっております。ちょっと気になるのは、一般会計の財調よりも国保会計の財調が高くなって、多い、逆転しているというのもちょっと気になるところではありますが、一つお伺いしたいのは、現在において、以前は均等割、応能割とね、応能割の負担と応益割の負担の問題で以前一般質問したことがあるんですけども、国の指針からして税率の改正の縛りが昔はあったようですけれども、今、均等割とかその比率の問題では、税率の改正には国など県からの縛りはあるのか、これを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） お答えいたします。

応能割と応益割の割合になりますかね。一応、応益割と応能割の割合につきましては、国の方針では50対50というような形で考えているところでございます。

涌谷町につきましても、令和7年度の状況を見ますと、医療費分でいきますと応能割が53.2%で、応益割が46.8%ということで、ある程度国の方針に近い、適正な割合で推移しているような状況にはなっているところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） ちょっと答弁いただいたんですけども、あくまでもこれは厳密に縛りがあるのか。現時点で税率改正をした場合、その比率に関しまして、先ほどは医療分の比率を答弁いただいたんですけども、これは町の税率改正には大きく関わってくるのか。いわゆる、私が聞きたいのは、税率改正をした場合、必ずしもその国の指針に従わなきゃいけないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） お答えします。

国の指針に基づく適正な割合ということですので、それに近い数字が必要にはなってくると思います。今後、先ほど健康課長が言いましたように、令和12年度に県の保険料統一に向けて今準備しているところでございますが、県のほうにおきましても、方針では50対50ということがありますので、それに近い数字で今後推移したほうが、統一になったときの調整がしやすいものとは考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 特にですね、先ほど最初の質問をしたとき、1回目の質問で、頭数に比例して賦課される

均等割があります。そしてまた、均等割もそうなんですけれども、収入がなくても賦課される平等割と。所得割は分かりやすく、所得の割合によって上下するということなんですけれども、やはりどうしてもこの均等割というか平等割というのは、所得が少ない人、今、7割、5割、2割と軽減はされていますけれども、そういった収入がなくても課税されるということは何か改善しなきゃいけないかなと思っているんですが、収入がなくても賦課されるもの、この部分を何とか改善をしていかなければいけない。ゼロにすることはできないとは思っています。でも、何かしら軽減をしていかないと、低所得者、そしてまた低所得者よりもボーダーラインすれすれで軽減にならない世帯の対策というのは必要になってくるかなと思うんですけれども、この点につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） お答えいたします。

均等割の引下げのほうを議員さんがお話しされているかと思いますが、今の大崎管内と県内の平均を、医療分になりますけれども、そちらの部分を見ますと、涌谷町については、今、所得割については7.0で、均等割については1万7,000円、平等割については2万3,000円ということで、応益割については4万円、合計で4万円という形になります。

均等割で比較いたしますと、大崎管内では涌谷町が一番低く設定しているような状況になります。美里町ですと、令和7年にちょっと税制改正したと思うんですけれども、美里町さんですと均等割が3万4,000円になっておりまして、大崎市ですと、大崎市は本年度からちょっと税制改正するような形なんですけれども、2万9,300円、色麻町は2万5,200円、加美町は2万2,800円、県内平均ですと2万5,295円というような形になっております。

涌谷町については、特に均等割額について低く設定しておりますので、低所得者への負担軽減を図っているような状況であります。ただ、その分、所得の高い人については、若干県平均よりも高いような形になっておりますので、その分は所得がちょっと高い人には負担をお願いしているというような状況になっております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） ですから、全体的にはやはり、近隣に比べれば税率が低いとはいえ、やはりそれなりのですね、軽減にかからない世帯の方の税率というのは重税感を感じるということとはよく言われております。

ですから、そういった点で、もともとそういう制度でありますから是正することはなかなか大変なんですけれども、その点では、今度の子ども・子育て支援金分が新たに創設され、所得割、均等割、平等割のほかにこの子ども・子育て支援金分が出てくるということで、また新たな負担を生じると思います。子ども・子育て支援金は国が創設をしてやるわけなんですけれども、私は新たな増税ではないかなと思っています。本来、現政権は現役世代の保険料を引き下げるということを話をしていたところで、今回、この子ども・子育て支援金が新たにつくられるというのは、新たな増税なんだろうなと思っています。

そして、先ほど基金の話をしていましたけれども、7億7,000万円ほどの今基金があります。そしてまた、町長の答弁では、町の負担として133万円ほどの負担を、財政調整基金から負担をするという答弁もいただいたと。ちょっと不思議なのは、またこれがこの金額では済まなくて、来年、再来年とこれが増えたら。多分、税率も増えるかと思うんですけれども、この点では考えはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、子ども・子育て支援金につきましては、令和9年、10年ということで、国に納める事業費納付金、こちらのほうが上がるという想定でございます。3年間で、その子ども・子育て支援金を確定され、それを国の子育てプランに基づく、拡充する、給付するような形になると思いますけれども、その令和9年度、10年度におきましても納付金が上がることになればやはり、今回、明日、税率改正のご説明を申し上げるところでございますけれども、その税率では若干足りなくなる可能性がございます。

なので、今後、国から示された事業費納付金に基づきまして、今後、関係課と上司と相談して、税制改正が必要なのか、それとも引き続き基金を活用して被保険者の負担を軽減するのかというところを協議していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁いただいたんですが、結局これ、子育て支援の分として、子育て支援事業としての子育て支援に活用されるということだと思うんですが、これが先ほどの来年再来年と国保加入者の負担も増えていくということだと思います。国は総額で、今年は6,000億円ほど子育て支援金として集めると、来年はさらに8,000億円を集めると、令和10年には1兆円を集めるということですから、負担が増えることは間違いのないと思います。

問題は、子育て支援を進めれば進めるほどお金がかかると。じゃ、この国保から、社会保険からもありますけれども、そこから上積みで増やした分をそれに充てるということになれば、どんどんどんどんこれがこれだけで済む話ではなくなってくると思うんですね。その点では、やはりこの子育て支援金分を財調というか負担で全額賄うべきでないかというのが私の話でした。その点では検討はなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 全額、子ども・子育て支援金に充てると、財調で充てるというふうなお話でございますが、国からも、全額そういったところで充てる部分に関しては好ましくないというふうなお話でございます。

検討は、税率を要は考える、検討する際には、その辺も検討はしておるところでございますが、今回に関しては県の水準よりも低い税率での賦課というふうな感じを考えているところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 検討、いろいろされているとは思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思いますが、時間がないので、次の空き家対策について質問させていただきます。

涌谷町の空き家について、これはこの間、私も一般質問で何回か伺っているところではあります。どの地域に行っても、管理不全空家が増えているというのが、目立っているものがあります。その現状は、今どのようなものか、最初にお聞きしたいと思います。

そして、二つ目であります。涌谷町には空家対策協議会が設置されています。この会議は、重要な会議だと私は思っています。この会議でどのような議論がされているのか、町長に伺います。

三つ目であります。今、県営住宅というのが町内にありますが、順次、用途廃止になっていくものと思われます。県営住宅の入居者が行き場を失うと、そういったことが想定されますが、今ある町営住宅や空き家対策で充実するなどして活用すべきではないか、この対策を行うべきではないかと思いますが、町長のご所見を伺って1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、大綱2番、涌谷町での空き家対策はどのようなものかということでございまして、1点目の涌谷町での空き家の現状はどのようなものかとの質問に対しまして、第2次涌谷町空家対策計画におきまして、涌谷町の空き家等の現状を説明してございますが、内容といたしましては、平成26年2月の行政区長による調査結果は352件となっており、令和2年11月に同様の調査を行った結果は508件となっております。地区別に見ますと、西地区が254件、東地区145件、箕岳地区109件と町内に分布している状況でございます。

また、今年7月頃、行政区長の皆様のご協力の下、再度調査を行い、年内にはその結果をまとめる予定となっております。

次に、質問要旨2点目でございます。涌谷町空家対策協議会での会議ではどのような議論を行っているかとの質問でございますが、涌谷町空家対策協議会は、平成28年4月1日付で設置要綱が施行され、現在まで会議が開催されておりますが、設置要綱の第3条において所掌事務が定められており、（1）といたしまして空家対策計画の策定及び変更に関すること、（2）といたしまして特定空家の該当認否に関すること、（3）といたしまして特定空家等に対する措置の方針に関すること、（4）といたしまして空き家の利活用に関すること、そして（5）番目でございますが、その他協議会において必要と認められる事項となっております。

具体的には、これまで開催されました会議では、空家対策計画の算定、空き家バンクの状況、空き家相談会の開催、空き家に対する苦情への対策等が主な内容となっております。

質問要旨3点目でございます。県営住宅が用途廃止になっていくが、入居者が行き場を失わないよう、町営住宅や空き家活用で対策をすべきではないかとの質問でございます。

宮城県におきましては、令和5年3月に策定した県営住宅の集約に伴う移転支援の方針が示されておりますが、涌谷町内で管理されている県営住宅の涌谷中島住宅、田町裏住宅及び下町住宅の3団地も対象となっております。最も早く用途廃止時期を迎えるのは田町裏住宅で、令和9年度までに用途廃止の可否が検討されることとなっており、その他の住宅も順次、用途廃止に向けて検討されることが示されております。現時点で入居者から具体的な相談はございませんが、町営住宅を希望される方があった際には、県から町に対し住宅の空き家状況などの問合せが来ることになり、個別に対応してまいりたいと考えております。

空き家を活用することで、人口の増加、空き家件数の減少、環境の改善等見込まれますので、国の事業等活用を考慮しながら、涌谷町空家対策協議会、また協定を締結しております事業者とも連携し、検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、2回目に入っていきますけれども、今年度、空き家の調査を進めているということ

で、まだ、正式な空き家の状況はこれからですけれども、その結果を受けてから調査を行い、その後、対策を講じることでよろしいのか伺います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（荒木達也君） 今後の予定といたしましては、まずは、以前にやっている調査の最新が令和2年当時のものとなりますので、まずは今年、最新の情報を把握し、件数の増減を見ながら協議会等で話し合っ
て検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その後の対策を講じていただいてですね、空家対策協議会ですけれども、空家対策協議会、先ほど町長の答弁で五つほどの報告が説明されました。空き家バンクの話とか、あと相談会の話もされていま
したけれども、この空家対策協議会の頻度というのはどのぐらいの程度でやっていらっしゃるのか、伺いた
いと思います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（荒木達也君） お答えいたします。

空家対策協議会におきましては、まず、平成29年が1回、平成30年が2回、平成31年が1回、令和1年が1回、
令和2年が2回、令和3年が1回、令和4年が2回、令和5年が2回、令和6年、令和7年はそれぞれ1回ず
つ、合計でこれまで14回開催しております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 今、空き家対策というか、空き家が、今後の調査を踏まえすけれども、増えてきている
ということを考えれば、この頻度ではちょっと足りないのかと思うんですけれども、多分大事な議論をされて
いると答弁の中でもありましたし、今後、いろんな苦情、相談、そしてまた空き家バンクもそうなんですけれ
ども、やっぱり細かい部分、事務局でできるものであれば事務局で可能なんだろうけれども、やはりせつ
かくやる協議会ですからもう少し、1回というのはなかなかね、よりも2回、3回とやるべきではないのかな
と思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（荒木達也君） これまでの開催状況を見ますと、年1回から多いときで2回というような状況の
ようでございます。

昨今、民間の事業者と町が協定を締結したりと、状況が刻々と変化してございます。今年度に入りましてから、
実は、庁舎内の空き家対策に対する情報共有をするための連絡会議というものを5月に開催してございま
す。この連絡会議の中では、今年、空き家調査を実施しますと、この連絡会議の中でもその結果によって、今後、
町としての事業ですね、事業設計をどのようにしていくかというような協議もすると思いますが、なおさら
その協議会の中でも、もっと頻繁に話し合えるような状況をつくって、今後進めていきたいと考えている
ところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そういった庁舎内の連絡会議というのも一つ、大事な会議だと思いますので、それを生か

して、空家対策協議会と連携しながら進めていければ素晴らしいものじゃないかなと思うんですけども、その点は期待したいと思っております。

3点目、県営住宅の話をさせていただきました。県営住宅の用途廃止の時期が、田町裏住宅が一番最初にそういう時期が来るんだろうなと思っておりますし、そういった中で、町にも対応が求められると思います。早いうちに対策を考えればいいのかと思っております。

先ほど、相談が今のところはないということでしたけれども、その点では早期な対応をしていただきたいなと思っておりますし、それと似たような話になるんですけども、災害対応というか、住まいを失うというのは災害にも当てはまることであります。特に、最近は地震が多いように思いまして、災害で住居を失う方を想定しての町営住宅の確保というの、空き家対策も考えるべきだと思います。その点でご所見を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） お答えいたします。

まず、県営住宅の廃止の方向性に伴う、町営住宅の確保をしたらどうだという趣旨のご質問だと思いますが、先ほどの町長の答弁にもありますが、まずは県のほうでニーズを把握して、その結果に基づいて町のほうに相談があるという流れがQ&Aなんかにも出ているところでございます。

そのニーズといいますのは、やはり世帯人数とか世帯構成、それから体が不自由であったり高齢化に伴うということで、部屋数がどのくらい必要かとか、階数を何階にしてほしいとか、そういうことがマッチングできるような状況があるのであれば、ちょっとこちらとしても移転先の候補として考えていただくこともあるかと思いますが、そういったことがまだちょっと今現在把握できておりませんので、併せて町営住宅の移転集約の問題も今進めているところでございますので、県営住宅の移転のための部屋を確保するということの確約はちょっとできる状況ではないということでご理解いただきたいと思いますと思っております。

それから、災害を想定したというところの町営住宅の話でございますが、その辺はちょっと、あらかじめ災害を想定した町営住宅というのがなかなかストックしておくことは難しいのかなと思っておりますので、空き状況などを踏まえまして、その都度やっぱり対応なのかなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その点では、町営住宅だけではやはり解決しない問題なので、やはりそこは空き家対策として何らかの、県営住宅の問題と災害についての問題というのは大事なんじゃないかなと思うんです。その点では、空き家を何とか生かすという点で、災害の点でも考えていただければと思うんですがいかがでしょうか。最後になります。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（荒木達也君） それでは、私のほうからお答えいたします。

県営住宅にお住まいの方を、空き家のほうを活用してということでございますけれども……（「災害」の声あり）災害。

○議長（大泉 治君） 災害時。

○町民生活課長（荒木達也君） 災害時のということですね、はい。

空き家を活用してということですが、今、そのような活用方法を考えますと、費用のほうがですね、今ざっと試算することもちよっとできませんが、大変大きな費用負担になると思いますので、今後、空家協議会、またその空き家の連絡会議、また上司とも相談しながら検討してみたいと思います。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。（「暫時」の声あり） 暫時。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 1 時 5 0 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

----- ◇ -----

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第 5、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 諮問第 1 号の提案の理由を申し上げます。

新たに、平 茂和氏を人権擁護委員として推薦することにつきまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の意見を賜りたく、諮問するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決しました。

休憩いたします。

再開は２時といたします。

休憩 午後 １時５２分

再開 午後 ２時０１分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

静粛をお願いいたします。



◎同意第２号から同意第１３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第６、同意第２号 農業委員会委員の選任についてから日程第１７、同意第１３号 農業委員会委員の選任については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） ただいま一括上程されました、同意第２号から第１３号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町農業委員会委員の任期が令和８年７月１９日をもって満了となりますことに伴い、及川敏治氏、氏家靖裕氏、手嶋一郎氏、千葉利一氏、大友利明氏、白幡利政氏、渋谷ミホ氏、遠藤和文氏、湯浅輝樹氏、佐々木弘美氏、菅原正博氏、富田慶子氏の１２名を涌谷町農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たな委員の任期につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年となるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第２号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第２号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第３号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第３号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第４号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第4号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第5号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第6号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第7号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第7号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第8号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第9号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第10号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第11号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第12号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第12号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第13号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第13号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

----- ◇ -----

◎報告第1号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第18、報告第1号 専決処分の報告について（涌谷町町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第1号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第1号、専決処分いたしました涌谷町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は14ページから27ページ、新旧対照表につきましては1ページから40ページまでになります。

本件は、令和8年度の税制改正として関連法令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、税額控除及び軽自動車税環境性能割の廃止等に係る規定など、法改正に伴い一部改正を行うものでございます。

それでは、定例会の6月会議資料で説明いたしますので、2ページをお開き願いたいと思います。

資料につきましては、左から、新旧対照表のページ番号、条、見出し、改正の内容を記載しております。

それでは、主な改正内容を説明いたします。

ナンバー1、第18条の3、納税証明事項及び次の第19条については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、名称等を変更した改正内容になります。

次のナンバー3、第33条、所得割の課税標準については、特定大口株主配当の特定配当等への追加になります。

ナンバー4、第34条の7、寄附金税額控除については、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正内容になっているところでございます。

ナンバー5の第36条の2及びナンバー6の第36条の3の2については、法律改正に伴う項ずれの反映になります。

次に、ナンバー7の第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正内容になっております。

ナンバー8、第63条、固定資産税の免税点については、固定資産税に係る家屋の免税点を30万円に、償却資産

の免税点を180万円に改正するものでございます。

次のナンバー9、第80条、軽自動車税の納税義務者等から、次のページのナンバー24の第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、名称変更など規定の整備になります。

次に、ナンバー25、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、適用期限の延長に伴う改正内容になります。適用期限については、「から令和9年度まで」を「以後」に変更するものでございます。

次のナンバー26、附則第7条の3、法改正に合わせてこちらは削除するものでございます。

また、次の附則第7条の3の2については、第7条の3とし、見出しとして「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」を付して、それぞれ所要の整備と適用期限の延長について改正を行うものでございます。

次のナンバー28、附則第7条の4、寄附金税額控除における控除額の特例については、特定暗号資産の取引に係る課税の見直しなどの所要の整備になります。

ナンバー29、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限の延長に伴う改正になりますが、期限を「令和9年度」までを「令和12年度」までに変更するものでございます。

次のナンバー30、附則第9条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等については、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う所要の整備になります。

ナンバー31、附則第10条の2、法附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合については、法改正に合わせての改正になりますが、内容はわがまち特例の割合を定める規定と項ずれの反映になります。

次のナンバー32、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、特定建築物のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の拡充による所要の整備になります。

次のナンバー33、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、次のページのナンバー40の附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例までについては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、法改正に合わせて名称変更など規定の整備になります。

ナンバー41、附則第16条の3からナンバー43、附則第17条までについては、法改正に合わせて所要の整備を行ったものでございます。

ナンバー44、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、法改正に合わせて課税特例の見直しと、適用期限の延長として、「令和8年度」から「令和11年度」に変更するものでございます。

次のナンバー45、附則第18条及び次の附則第19条については、法改正に合わせて所要の整備を行ったものでございます。

次のナンバー47、附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例については、特定暗号資産の取引に係る課税の見直しに伴い、法規定に合わせて新設したものでございます。

ナンバー48、附則第20条からナンバー50、附則第20条の3までについては、法改正に合わせて所要の整備を行ったものでございます。

それでは、議案書24ページをお開き願います。

附則として、施行期日、第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとあります。

また、第2条から、各税に関する経過措置を設定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

————— ◇ —————

◎報告第2号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第19、報告第2号 専決処分の報告について（涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地域再生法の一部改正が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

内容といたしましては、適用期限の延長でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第2号、専決処分いたしました涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は28ページから30ページで、新旧対照表は41ページになります。

本件は、地域再生法の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、適用期限を2年間延長するものでございます。

新旧対照表の41ページ、お開き願います。

第2条中、改正前の「令和8年3月31日」を、改正後「令和10年3月31日」に改めたものでございます。

それでは、議案書30ページ、お開き願います。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。

----- ◇ -----

◎報告第3号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第20、報告第3号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,548万9,000円を減額いたし、総額を91億2,141万1,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金、地方交付税において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。

また、国庫支出金、県支出金及び基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたしましたものでございます。

町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出におきましては、ふるさと涌谷創生基金及び公共施設等総合管理基金の積立金を増額いたしましたほか、各種基金利子を積み立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきまして、それぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第11号））について報告いたします。

議案書は31ページ、予算書は報告第3号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第11号）でございます。

この専決処分した予算につきましては、町長の専決処分事項の指定に基づき決定される事項でございます。

内容につきましては、会計年度末における議決済みの繰越明許費の廃止をすること、会計年度末における議決

済みの町債の借入額について減額及びそれに伴う歳入歳出の補正を行うこと、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算を補正することとなります。これにより、本年3月31日付で専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

議案書の朗読は省略させていただきます、主な内容について説明させていただきます。

予算書5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正、1、繰越明許費の廃止、6款農林水産業費1項農業費の地域農業構造転換支援事業につきましては、令和8年3月会議において予算措置及び繰越明許の措置をしていたところでございますが、交付決定が令和8年度の見込みとなることから廃止をいたしましたものでございます。

第3表、地方債補正、1、地方債の変更につきましては、表に記載の7つの事業について、事業費の確定により増減いたしましたものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。歳入につきましては、2款地方譲与税から23ページの17款県支出金まで、それぞれ確定に伴う増減となっております。

その中で、12、13ページの8款ゴルフ場利用税交付金の減額につきましては、課税対象となる利用者の減によるものと考えておりまして、前年度に引き続き減額となっております。

14ページ、15ページ、12款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税が確定により減額となりましたが、特別交付税が増額となっており、総じて増額となっているところでございます。

14ページ下段から、16款国庫支出金、18ページからの17款県支出金につきましては、各種交付金、補助事業、負担金の実績、金額の確定によるものでございます。

22ページ、23ページから、18款財産収入につきましては、各種基金の利子確定により増額となっております、歳出において積立てをしております。

24ページ、25ページ、次の19款寄附金につきましては、ふるさと納税の増額によるものでございます。

次の20款繰入金につきましては、各種基金からの繰入金の確定によるものでございます。

26ページ、27ページ、22款諸収入につきましては、後期高齢者健診手数料などの金額確定などによる増額となっております。

次の23款町債につきましては、各種事業完了に伴う減額となっております。

30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございます。歳出においても、主なものについて説明させていただきます。

2款総務費につきましては、5目企画費細目3基金管理経費において、ふるさと涌谷創生基金積立金の確定により増額しております。専決処分後の基金残高は6億577万円となるものでございます。繰り返します。基金残高につきましては、6億577万円となるものでございます。

また、細目4情報化推進経費におきましては、AWSの利用料が確定したことにより減額となっております。

32、33ページをお開きください。

12目財政調整基金につきましては、専決処分後の基金残高は15億4,615万7,000円となります。繰り返します。15億4,615万7,000円となります。

16目公共施設等総合管理基金につきましては、7,295万9,000円積み立てまして、専決処分後の基金残高は6億5,896万3,000円となるものでございます。6億5,896万3,000円となるものでございます。

38、39ページ、3款民生費につきましては、繰出金、助成金、委託料などの確定による増減となっております。
42ページからの4款衛生費につきましては、5目放射能汚染廃棄物対策費において、汚染稲わら・牧草の処分にあたり、見込みにより処分量が減ったことにより減額となっております。

次の6款農林水産業費から、48、49ページ、9款消防費までの減額につきましては、事業費確定によるものでございます。

同じく48、49ページ、10款の教育費におきましては、事業費確定による減額のほか、50ページ、51ページ、3目文化財保護費におきまして、ふるさと納税の使い道を歴史文化に使用してほしいという寄附者の意向があったものについて、歴史文化基金に積み立てたことによる増額となっております。専決処分後の基金残高につきましては、2,769万7,000円となるものでございます。2,769万7,000円でございます。

52、53ページ、11款災害復旧費につきましては、事業費確定による減額となっております。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。

◇

◎報告第4号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第21、報告第4号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第7号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億3,254万6,000円を減額し、総額を19億1,333万6,000円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計繰出金を増額したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） それでは、報告第4号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

こちら、一般会計と同様に、3月31日付専決処分の報告となります。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。

3款国庫支出金2項11目1節①子ども・子育て支援事業費補助金5万5,000円の減額につきましては、システム改修業務委託料が完了したことによる事業費補助金の確定により減額となったものでございます。

4款県支出金2項1目1節①普通交付金1億4,126万6,000円の減額につきましては、保険給付費の実績に基づく交付金の決定によるものです。なお、この普通交付金につきましては、年度途中まで給付が伸びたものの、その後、レセプトの件数が減少し、また療養給付費及び高額療養費とも減額となったため、当初の見込みよりも大きく減額となったものでございます。

2節②特別調整交付金7,931万6,000円の増額につきましては、東日本大震災の医療費波及分、国保病院等の事業及び各種保健事業に対する交付金の決定により増額するものでございます。

③県繰入交付金163万2,000円の減額につきましては、医療費適正化事業などの取組の評価に対して交付されるものであり、交付決定により減額するものでございます。

④特定健康診査等負担金24万2,000円の減額につきましては、特定健康診査に要する費用の3分の2相当額について交付されるものであり、交付決定により減額するものでございます。

5款財産収入1項1目1節①財政調整基金利子42万2,000円の増額につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

6款繰入金1項1目4節①出産育児一時金等繰入金166万8,000円の減額につきましては、歳出で計上しております出産育児一時金の実績に伴い減額するものです。当初、10人を見込んでおりましたが、実績は5人となったため減額となりました。なお、この繰入金につきましては、出産育児一時金に係る費用の3分の2を町負担として一般会計から繰入れするものでございます。

2項基金繰入金1目1節①財政調整基金繰入金6,742万1,000円の減額につきましては、国県補助金の交付決定に伴い財源調整したものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出になります。

終わります。

○税務課長（木村 治君） 1款総務費細目1賦課徴収費12節①委託料5万5,000円の減額につきましては、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務の完了による契約差金になります。なお、歳入のほうでも説明いたしましたが、事業経費については10分の10、国庫補助金になります。

以上です。

○健康課長（徳山裕行君） 2款保険給付費の減額につきましては、1項療養諸費から5項移送費までの給付実績により減額するものです。なお、こちらの保険給付費につきましては、歳入でもご説明しましたとおり、県の

普通交付金として交付されるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

6 項出産育児諸費 1 目細目 1 出産育児一時金18節④出産育児一時金250万円の減額につきましては、実績に基づき減額するものです。なお、令和7年度の実績につきましては、5人分を交付しております。

6 款保健事業費、14ページ、15ページをお開きください、3 項 3 目細目 2 特定健康診査事業費36万3,000円の減額につきましては、国県交付決定によるものでございます。

7 款基金積立金 1 項 1 目細目 1 財政調整基金積立金24節①財政調整基金積立金810万6,000円の増額につきましては、基金利子及び国県交付金の決定により財源を調整し基金を積立てするものでございます。令和7年度末の基金残高につきましては、7億9,558万4,000円となります。

8 款諸支出金 2 項 1 目細目 1 直営診療施設勘定繰出金27節①国民健康保険病院事業会計繰出金336万9,000円の増額につきましては、国保病院事業に対しての国の特別交付金が交付されたことに伴い、病院事業勘定へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 0 分

再開 午後 2 時 4 0 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。

◇

◎報告第5号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第22、報告第5号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、総額を2億6,355万9,000円にいたしましたものでございます。

主要内容でございますが、子ども・子育て支援事業に係る国庫補助金の確定に伴い減額したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山 裕行君） それでは、報告第5号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正

予算（第4号）についてご説明いたします。

こちら、一般会計同様に、3月31日付の専決処分の報告になります。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。

6款国庫支出金1項2目1節①子ども・子育て支援事業費補助金5万5,000円の減額につきましては、国保会計同様に、子ども・子育て支援金事業において、主にシステム改修業務が完了したことによる事業費補助金が確定したことにより減額となったものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出になります。

終わります。

○**税務課長（木村 治君）** 1款総務費細目1徴収事務経費12節①委託料5万5,000円の減額につきましては、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務の完了による契約差金になります。こちら、事業経費については10分の10、国庫補助金になります。

以上です。

○**議長（大泉 治君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○**議長（大泉 治君）** 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。

◇

◎**報告第6号の上程、報告**

○**議長（大泉 治君）** 日程第23、報告第6号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○**町長（遠藤 稔雄君）** 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ599万8,000円を増額し、総額を19億7,434万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、介護保険給付費の実績に伴い、増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声

あり)

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。
休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。
以上で報告第6号は終了いたしました。

————— ◇ —————

◎報告第7号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第23、報告第7号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、収益的収入におきまして、補助金の額の確定に伴い、増額補正をいたしましたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤 貴志君） それでは、報告第7号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条におきましては、当初予算第3条で定めました収益的収入について、1款2項事業外収益を2,784万9,000円増額いたすものでございます。

第3条におきましては、当初予算第9条で定めた他会計からの補助金の額を1億1,249万2,000円に改めるものでございます。

予算書4ページ、5ページをお開き願います。

1款2項2目1節他会計補助金につきましては、国保特別調整交付金の額が確定したことから、336万9,000円を増額するものでございます。

2節補助金につきましては、国庫補助金の病院物価支援事業補助金等の額が確定したことから、2,448万円を

増額するものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。

----- ◇ -----

◎報告第8号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第25、報告第8号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度涌谷町一般会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めいただいております戸籍附票システム改修事業外7事業の繰越明許費、総額3億4,374万9,517円を令和8年度に繰越いたしましたものでございますので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、報告第8号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案書は41ページになります。

令和7年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日提出、涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、議案書42ページの報告第8号別紙、令和7年度涌谷町一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおり、8事業につきまして、令和8年度へ総額3億4,374万9,517円を繰越いたしますものでございます。

財源内訳につきましては、既収入特定財源といたしまして633万9,000円、未収入特定財源といたしまして国県支出金が2億3,822万6,517円、地方債が9,170万円、一般財源が748万4,000円となっております。

なお、今回の繰越計算書において、令和7年度末の歳入が円単位まで確定しておりますことから、繰越金額につきましても、円単位までの繰越金額となっております。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。

----- ◇ -----

◎報告第9号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第26、報告第9号 繰越計算書について（令和7年度涌谷町水道事業会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和7年度涌谷町水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、老朽管等更新事業に係る予算を繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 雅裕君） 報告第9号 繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度涌谷町水道事業会計予算において、別紙のとおり繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月10日提出、涌谷町長。

それでは、報告第9号 繰越計算書について、説明を申し上げます。

ただいま、町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、44ページに記載の事業について、4,400万円を令和8年度に繰越いたしましたので、報告するものでございます。

44ページをご覧ください。

令和7年度涌谷町水道事業会計予算の繰越計算書になります。

老朽管等更新事業ですが、令和8年1月会議にて補正予算でお認めいただいた件の工事であります。工事名は令和7年度玉崎山地内配水管布設替工事となり、本日、行政報告にて報告した工事となるものでございます。

繰越した理由といたしましては、補正予算の可決が1月下旬、2月契約、発注となりますと、工事着手が4月、5月になると思われます。施工場所におきましては、水田の中の農道であることから農繁期は工事が行えないことや、物価・人件費の高騰、中東情勢を見据え、4月以降に契約、発注することとし、未契約で繰越したものといたします。

繰越額は4,400万円で、財源内訳は国庫補助金836万円、損益勘定留保資金3,564万円となっております。

その後の契約状況につきましては、行政報告のとおりでございまして、年内の完成を予定しております。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。

----- ◇ -----

◎報告第10号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第27、報告第10号 繰越計算書について（令和7年度涌谷町下水道事業会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和7年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、下水道ストックマネジメント水処理施設更新事業及び雨水排水路整備事業に係る予算を繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 雅裕君） 報告第10号 繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度涌谷町下水道事業会計予算において、別紙のとおり繰越したもので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月10日提出、涌谷町長。

それでは、報告第10号 繰越計算書について、説明を申し上げます。

ただいま、町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、46ページに記載の2事業について、総額5,763万2,000円を令和8年度に繰越いたしましたので、報告するものでございます。

46ページをご覧ください。

令和7年度涌谷町下水道事業会計予算の繰越計算書になります。

計算書記載の二つの事業、総額5,763万2,000円を令和8年度に繰越いたしましたものでございます。

まず、下水道ストックマネジメント水処理施設更新事業ですが、当初予算に計上の令和7年度涌谷浄化セン

ターDSP監視制御装置改築工事に係るもので、令和7年12月会議において行政報告で報告したものになります。半導体不足などにより、製作メーカーからの納品に時間を要し、年度内の完了が困難になったことから繰越したことになります。本件につきましては、令和7年11月11日に契約を締結しており、令和8年内の完成を予定しております。繰越額は3,663万2,000円で、財源の内訳は国庫補助金1,790万円、企業債1,830万円、損益勘定留保資金43万2,000円となっております。

次の雨水排水路整備事業につきましては、令和8年1月会議において補正予算にてお認めいただいた件の工事であります。工事名は、令和7年度涌公下雨第2号江合川右岸第3排水区雨水排水路整備工事でございます。指名競争入札を経て、令和8年3月3日に契約を締結したものととなります。製品の手配等もありまして、令和8年度に繰り越し、渇水期に施工することとしております。工事の完成は令和8年12月25日までを見込んでおります。繰越額は2,100万円、財源内訳は国庫補助金1,000万円、企業債1,090万円、損益勘定留保資金10万円となっております。

これらの二つの事業を合わせまして、繰越額は5,763万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時00分